

質問回答

NO.	質問	回答
1	仕様書の4. 業務内容の6行目「現用のパーティカルブラインド及び付帯設備を全て撤去する。ただし、更新するブラインドに有用な設備等があり、環境省担当官の承認を得られた場合は、これを流用することも可とする。」とありますが、既存ブラインドのスラット並びにウエイトを除く、レール並びに操作コードにおいて、その機能に問題が無く、環境省担当者様より承認を得られた場合、流用は可能という解釈で宜しいでしょうか。ご教示願います。	その認識で問題ございません。
2	仕様書5. 成果物の6行目「・産業廃棄物関連書類」とは、産業廃棄物処分業許可書の写し、マニフェストの写し以外に、再資源利用計画書、再資源利用促進計画書、再資源利用実施書、再資源利用促進実施書等も必要になるのでしょうか。具体的な提出書類についてご教示願います。	本請負により発生した撤去材等をどのように処分したかを確認できる書類（産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し等）を想定しております。 全て廃棄処分とするか、再資源として利用するものも含まれるかによって提出書類も異なりますので、業務実施計画時に協議とさせていただきます。
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		